

公有地（字糸満 1943 番 37）処分に係る調査に関する決議

1 調査事項

本議会は、地方自治法第 100 条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- ① 賃借権譲渡契約について（特段の縁故関係者か、転売のための権利譲渡か、朽廃した建物について等）。
- ② 嘱託登記について（登記の契約と委任状について、嘱託登記の経緯、契約不履行について等）。
- ③ 復元測量について（測量時の契約者、地積図の所有者の空欄等）。
- ④ 転売について（転売がなぜ行われたか等）。

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法 109 条及び委員会条例第 6 条の規定により委員 10 人からなる「公有地（字糸満 1943 番 37）処分に係る調査特別委員会」を設置して、これに付託するものとする。

3 調査権限

本議会は、1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項及び同条第 10 項並びに同法第 98 条第 1 項の権限を上記特別委員会に委託する。

4 調査期限

上記特別委員会は、1 に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、314,000 円以内とする。